

第七回 参議院法務委員会會議録第二十七号

昭和二十五年四月十九日(水曜日)

委員の異動

四月十八日委員岡田宗司君辭任につき、その補欠として大島農夫雄君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○裁判官の報酬等に関する件

○更生緊急保護法案(内閣提出)

○保護司法案(内閣提出)

○國籍法案(内閣提出、衆議院送付)

○國籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

午前十一時十二分開會

○委員長(伊藤修君) これより法務委員会を開會いたします。

本日は更生緊急保護法案、保護司法案、國籍法案、國籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案、以上四案を一括議題といたします。前回は引き続き質疑を継続いたします。

この際松井君から發言を求められておりますから、これを許可いたします。

○松井道夫君 最高裁判所の本間事務局長が出席になつておられますので、裁判官の報酬等についてお尋ねしたいと思ひます。

第六回國會におきまして、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案が提出されて、これが可決せられたのであります。その提出の理由によりますと、政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する

第四部

法務委員会會議録第二十七号 昭和二十五年四月十九日【参議院】

法律(昭和二十三年法律第二百六十五号)によつて、給與基準の引上げが行

われた際、裁判官についてはこれに相當する給與基準の引上げが行われないまま今日に及んでゐるので、この際一部の裁判官の報酬等を増額する必要がある、そういう理由で提出せられ可決になつておるのであります。ところで今申しますように一部の裁判官、これを外の表現を用いますと、要するに判事補については一般の基準に準じて増額せられたのであります。判事についてには除外せられておるのであります。これはいわゆる六千三百円ベースの給與引上げがあつた、それに準じて判事補の報酬を上げたのであります。から、普通であれば、判事の方もそれに準じて引上げるべきものであつたと存するのであります。殊に裁判官については、裁判官の報酬等に関する法律第十條によりまして、一般の官吏について政府がその俸給その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給するときは、最高裁判所は別に法律に定めるところにより裁判官について、一般の官吏の例に準じて報酬その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給する、いわゆるスライドするといつた趣旨でこの十條というものが作られておるのであります。どうも判事について全面的にこの條文の適用がなかつたといふことは、當時のいろいろな客觀的情勢によつたのでありま

し、これはどういふわけだといふことを聽かれるのであります。ちよつと返答に窮しておるのであります。ところがそのまゝ現在に至りまして、二十五年度においてもそのことがないと思はれるような状況にあるわけなのであります。それでお尋ねしたいと思ひます。それは、要するに第六國會において、判事補のみについて一般官吏の給與額の増加に準じて引上をなし、判事の分は除いたという理由と、それから現在に至るも判事について一般官吏の例に準じた給與の額の増加という措置が進められておるといふことも聞かないのであります。最高裁判所といひましたし、判事については、いわゆるスライドしなくともよろしい、當分現状のままでよろしいといふお考であるのかどうか、それから、先程申しました裁判官の報酬等に関する法律の十條の規定と、只今申したような事象との関連をどう考へていらつとやるかといふことについて、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(本間重一君) 裁判官の報酬の問題は、どういふ立派な裁判所がで

なつておる、どうしても六千三百円ベ

ースを基礎とした報酬額に直して頂くように、政府の方へ立案方を交渉したわけでありまして。その際において、政府の方と意見がどうしても合わないで、政府の方は御承知のような、前議會に出されたような報酬額の変更だけしか立案して貰へなかつた。われわれと

その六千三百円ベースを基礎とするところの、スライドする報酬額について意見が違つていたわけでありまして。私の方は、その際においては、判事の方もやはり同じくスライドして上げるべきだといふ主張、政府の方では、それは上の方は一般官吏に準ずるべきよう

ります。その精神をそのままスライド

して、今度の六千三百円ベースにスライドするならば、當然變つた俸給表がそこに出て来なければならぬのであります。その点について残念ながら政府と意見を同じくすることができなかつたといふような結果で、今のような俸給の現状になつてゐるわけであり

ます。その去年の状況は、財政關係において、ドッジ・ラインその他いろいろな問題があつたと見えて、やはり今議會においても同じような状況にあると思はれるので、この議會において改めて同じ論争をしても同じ結果になるので、最高裁判所といひましたし、甚だ残念であります。現状を我慢して頂いて……決してこれが正しいと思つておりません。どうぞ國會においてその点について批判をお願いしたいと、こう思つておる次第であります。十條の規定は、それに該当するところの、行政官庁の同じ号俸に相当したような俸給がないとしても、やはりベースが變つたからして上げなければならぬといふ趣旨だと私は解釈をしております。法律の第十條の問題は、どうぞ一つ特別な御関心を以て御批判をお願いしたいと思つております。

する俸給がなかつたとかいふようなことをちよつとおつしやつたと思ひますが、どういふ理由で政府の方では十條に違反してないかと主張しておられるのか、その点もう一度御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(本間喜一君) 第二国会の、その十條の規定のできる際には、判事の一番下の俸給が一万円であつた。一万円というのは次官級の俸給で、行政官としては次官級の俸給でありまして、その次官級の俸給までしか……この六千三百円ベースによつて上つたものは、そこが止りになつておるのでございませう。ですから、従つて判事の方には、行政官にそれに匹敵するようないふ俸給がなくて、従つて上らないのは當り前の話なんです。それに拘わらず政府では判事の俸給に匹敵するものはないのだからして、一般の他の行政官において俸給が上つた場合には、こちらでも上げてスライドするということになり、そのスライドすべき高い俸給がないからして、それが上げられない、こゝういふ意味のようでした。そうなつて来ると判事の俸給は永久にどんなベースになつても上りかねるというやうな、次官の俸給が上つて来ない限りは上つて来ないやうな恰好になるので、甚だ十條の解釈としては間違つてゐると私共は考へてゐるのであります。然るに行政府の方ではさういふ解釈で、こゝういふことでもありません。甚だ間違つてゐる解釈じやないかと思つてゐます。こゝういふやうな十條の規定は、始め第二国会で問題になつた際に、私共の方の原案といひましては、最高裁判所がスライドした俸給表を作るといふ原案を以

て臨んだのでしたけれども、ここの法務委員会ではそれは法律によつてということに直すのだといふことでありまして、その点からして、この点に關しては法務委員会は特別に考へて頂いて、判事についても、五千三百円のベースが六千三百円になつてゐますから、それにスライドしたものに上げるのではありません。若し最高裁判所がスライドした俸給を決めることになつて行けば、恐らくこれと違つた俸給表を決めてゐることになると思つておられます。私共の計算では必ずしもこれは上つておられます。それも一緒に上げようといふ考へであります。つまり判事の一番下の俸給が行政官としては一番上の俸給であつたのです。さういふやうに政府は言ひながら、他方においては一般職の十五級俸といふのは、次官級の俸給でしたが、それをその後の政令によつて十五級俸を四段に分けて、最高判事の一号俸と同じやうな俸給を水増しして多くしてゐる。これはどうも前に一万円と格付けされたのが、それがその当時の一万四千円に匹敵するやうなふうになつてゐるの、結局第二国会において行政官を上廻る報酬を裁判官に與へなかつたといふ精神が、こゝにおいて非常に減却せられ

たといふやうな氣持が私共としていたす。さういふ次第もありませんからして、判事の方は是非一つ第二国会のあの精神をこゝで活かして、その点私共も徹底して判事俸給が上がるやうにしたいと存するのではありませんけれど、第六国会の場合と今回の場合と、政府当局の方との話合は一向進展する

状況に至つていないのが現状でございます。○松井道夫君 この際法務総裁が御出席していらつしやいますから、法務総裁に御意見を伺ひたいと思つてゐるのですが、第六国会に裁判官の報酬について、一部の裁判官の報酬がいわゆる五千何百円ベースから六千三百円ベースの基準に基く報酬に改められたのは御決知の通りであります。ところがその際判事補についてはそのことがあつたが、判事については、そのことがあつたのであります。ところが裁判官の報酬等に関する法律の第十條においては、裁判官の報酬は、一般の政府の職員についてベースが上つたといふやうなことがあれば、それに準じて法律によつて引上げるといふ趣旨の規定があります。われ／＼は勿論スライドすべきものとしてその法律を作つたわけなんです。それで私が法務総裁に伺ひたいことは、法務総裁としてのお立場から言つて、只今のやうな判事の報酬が裁判官の報酬等に関する法律に違反して引上げられておらないといふた状態についてどうお與へになつておるかといふことが第一にお尋ねしたいこと

であります。又この判事の報酬の引上については、裁判所は勿論御努力せられる意思が、法務総裁としてその点に御助力せられる意思が、おありであるかどうかといふことを伺ひたいのであります。○國務大臣(殖田俊吉君) 今お話がございました十條の解釈であります。政府は裁判官の報酬について、判事補を上げまして、さうして判事の方を上げなかつたといふことは、別段この十條

の精神に反すると思つてゐないのであります。何となれば、これは裁判官の報酬は、判事補とか判事といふ名前ではない、裁判官全体として申してゐる。つまり大部分の判事補の報酬と上げた。これは行政官と同じやうに上げたのであります。行政官の上の部分については裁判官についても上げたのであります。行政官の上らない部分については、判事もそれに相当して裁判官も上げなかつたといふだけでありまして、決して行政官より裁判官を、この十條の趣旨に反して不当に待遇はしておらない。例に準じて上げておる。例に準じなかつたと思つてなら仕方がありませんが、例に準じて上げておる。本當は財政上にもつと余裕がございませう。従つて行政官が上げれば當然判事、裁判官も上げるのであります。ところが行政官の高級職員は上げなかつたのです。でありますから、六千三百円ベースと申しても、実は嚴格に申せば全体の官吏が六千三百円ベースになつておるのではない。實際は五千三百円もある。ただそれより以下の、一定の税度以下の官吏が六千三百円ベースになつたのであります。従つて裁判官もそれに準じまして同様の取扱をした。ただ今お話のごとく、段々行政官の方も上つて参りまして、裁判官とのこのデフレックスが少くなるというところもあるものであります。併しどの程度のデフレックスを常に探らなければならぬかといふことは、これは私は今後も研究を要する問題であると思つてゐる。例へば行政官の俸給の分でありまして、特に低かつた分を何

も上げてはおりません。ベースを上げてはおりませんけれども、例へば今の十五級職員の分類を上げるというやうなことはありますけれども、低かつた行政官と高かつた裁判官との比率を常に保たなければならぬといふこともどう考へるものであります。最高の点に至りますれば、最高裁判所の裁判官と國務大臣とは同等の取扱になつてゐる。國務大臣は一般行政官の六千三百円ベースの点からも推算いたしますと、只今の國務大臣の俸給が非常に低いのであります。決して六千三百円ベースになつてゐないのであります。従つて最高裁判所の裁判官も決して高くないのであります。併し上の方を抑える以上は、どうしてもそこ

のところに多少の歪みが出て参ります。財政の余裕ができて参りますならば、裁判官も行政官ももつとずつと上げたいのであります。併し只今のところ財政上その余裕がありません。そこで止むを得ず上の方は抑へまして、下の方を上げるという方針になつておられます。その方針であるからと申して、決してこの第十條の精神を蹂躪してゐるということとは考へておらないのであります。ただできれば將來一般的に俸給を上げたい。これは私は是非それ努力したいと思つておられます。思つておりますが、今のところこの法律解釈等によりまして、直ちに上げなければならぬ、それからそれは間違つてゐるから上げる、こゝうは考へておらないのであります。

○松井道夫君 實は大藏大臣にも来て頂きたいと思つたのですけれども、これは主として裁判所とそれから法務総裁の御意見を伺へば大かた私には理解

できると思うのでありますので、何も関係のない大蔵大臣に来て貰う必要もないと思う。ところが今のお話を承ると、以前からの俸給、或いは俸酬表を相当ひっくり返してみなければならぬらしい。実は先程最高裁判所事務局長からお話がありました。ところが只今法務総裁の御意見によりまして、行政官については上の方は上げておらんのだ、下の方の行政官については六千三百円、トスになったので、時期は遅れたけれども、下の方の判事補については上げたのだと、かような御主張であるのであります。私はさう存じておらないのであります。これは上の方の行政官についてもこのいわゆるベースは上つたと考えておるのであります。これは御承知の六千三百七円ベースになるときでありますか、前後でございまして存じませんが、十五級というものを、これは初め十五級としておかれたのであります。そして次官級が判事の一番下と同じようにしておられたのです。この切札である十五級を出されておる。それで最高が殆ど判事の一号級ですか、これと大差ない。裁判官が一般の行政官よりも多くなければならぬという点にちよつと誤差したといつた程度、三百八十円しか違ひません。そういうものを作り出しましたのであります。そうすれば当然ベースといたしましても、又社会的の、今のこれは行政官としましては不服があるのでございまして、裁判官は職務の責任、性質と責任といつたものから、一般の行政官よりも報酬は上じやなければならぬ。一般行政官の俸給よりも裁判官の方が報酬が上じなければならぬといふことは根本的の御不満が

あるかも知れないのでございましてけれども、その点は別といたしまして、とにかく一応そのように決まつたのでありますから、裁判官の報酬は多くなければならぬと一応決まつたのでございまして、先程本間総長が述べられたように判事としての一番下の者が次官と一緒だつたといふことになりまして、ところが十五級といふものができて、次官の最高級のものが判事の一号と殆ど同じといふことに相成りますと、明かに比率が違つておるのであります。それをもし違つておらないと主張されるのは、私は法務総裁といたされまして聊か奇異の感を抱くのであります。が、何らかまた御研究が多少お足りにならないのか、甚だ失礼な申分でありますが、さうな、或いはとばけていらつしやるのか、さう感ずるのであります。私はこの十條の精神がやはりこの場合にも適用されなければならぬと存するのであります。要するに行政官全般として見て給與は上つておるという場合に、やはり裁判官全体としてその程度に多少の差ができる場合もありましよう。上がつかえておるというところで多少程度に差ができることとございまして、やはりそれにスライドするといふことが今の十條の精神であると考へます。十五級といふものがこれが新たにできたので、別にスライドしてさういふものができたんじゃないから、これはスライドという、裁判官の報酬がそれに対してスライドといふようなことではないと私は通らんと思ひます。これが訴訟事件にでもなりまして、最高裁判所の太極法で裁判されることになりますれば、勿論

それは問題なしにスライドさせるべきだといふことになるかと考へます。もう一度法務総裁から御答弁を煩わしたいのです。

○國務大臣(福田繁吉君) 私は裁判官の報酬を大體行政官より高くする、併しそれを一定の、初めに決まつたあ比率で飽くまで行くべきものであると考へないのであります。行政官が余り低かつた、そのとき裁判官だけなら、裁判官だけはせめてこの程度にして置きたいといふので、初めの率でできておるのであります。それに行政官が追いついて来たから、又裁判官ももう一つ先に行かなければならぬと、それは考へておらないのであります。併し精神は、裁判官は行政官より高くする、これはもう勿論であります。でありますから行政官を、例へば次官といふような非常な重要な職務にある者が非常に最下級の裁判官よりも低かつたといふようなことは大體甚だおかしいのであります。裁判官は無論上げなければならぬが、それで次官が、行政官の最高の次官が漸く追いついて来たといふところで、又それに上廻りをしなければならぬとも考へておらない。そうすれば恐らく最高裁判所の裁判官と然らざる裁判官との間の差はなくなつてしまひましよう。みな最高裁判所の裁判官と同じような俸給になるかも知れません。でありますから、その精神を失わない限り、そんなにむづかしく比率をお與へ頂かんでいいのじやないかと実はこう考へております。そのところに、無論裁判官の方々から言へば、そのデイヤレンスが既得権であります。だから飽くま

でそのデイヤレンスを續けて行くといふような與もあるようであります。が、私共はそこまでは考へておらないのであります。

○松井道夫君 只今の御説明で大體法務庁としてのお考は分りましたが、私は只今の御見解にも拘らず、これは従来の一番初めの比率を飽くまで維持し、私も主張するわけではございませぬが、併しながらやはりこの十條の精神は守らなければならぬ。今も法務総裁も触れられましたが、スライドすれば最高裁判所長官まで行つてしまふんじやないかといふお話であつたのであります。でありますから、この最高限の方は外の法律で抑えられておるわけでありまして、その順序を顛倒しない範圍におきましてやはりこの十條の精神を生かす余地が十分開けておると考へるのであります。そういう点について、もつと突込んだ、もつと親切味の溢れました考へがあります。ならば、さういふ途がおのずから開けて来る。私はその点を指摘したいのであります。法務総裁並びに本間事務局長に対する私の質問はこれで終ります。更に民間局長がお見えになつておりますから、民事局長にちよつとお尋ねしたいと思ひますが、只今触れたのであります。この高等裁判所の長官、この報酬はこれは抑えられておると私は存じておるのであります。それで判事の一号を相当高めまして、高等裁判所長官の報酬より勿論下でございまして、それを一号を相当高めに、それに準じまして判事の報酬を二号以下を決めるといふことで、法律上或は技術上別に不都合は起らないと私は考へるのであります。その点につ

いて技術上は可能であるかどうか。

○説明員(石田和外君) 今の点にお答えいたしますが、それは何ら不都合は起きないわけでありまして、実はこの前の国会で、衆議院の方も法務委員会におきまして、それとほぼ似たような考へから、判事の一号俸の上に特号を作つてはどうかといふ御研究をして頂いたことがありまして、檢察官の方には、特号俸といふものがあつて、特別のものに限つて特号俸にすることができ、それと相呼応いたしまして、判事の方にも、実は現実の問題といたしまして、元大審院の部長或いは控訴院長等の方で一般の水準から相当浮き出しておられる方も十数名ございまして、せめてその人達だけを遇する方法といたしましては特号俸といふことが考へられたわけでありまして、特号俸といふものができますれば、結局今松井委員から御指摘の案とほぼ同じような考へ方になるわけでありまして、

○松井道夫君 最後に私地方によく参りますと、主として、書記官補から、どうも事務職の事務職員と比べて頗る書記官補は悪い、せめて事務職の役人位のどこまで引上げて、特別の俸給にしてくれ、さういふ意見があるのであります。要するに非常に強いのであります。これは人事局長としては如何にお與へになりますか。

○説明員(石田和外君) 今御指摘の点は書記官補のみならず、裁判所書記官につきましてもやはり同じことが申せるのであります。実はこの裁判所書記官及び書記官補は、裁判所書記が事務官に改められたのであります。裁判所書記は裁判所事務官の中から任命することになっておりますために、裁判

所書記としての特殊の責任並びに職務内容といふものが無視されまして、一般の事務官と同じように遇された結果、一般の事務官と同じような待遇を受けるという形になっております。

そこでその点は、裁判所書記官と書記官補の責任、職務内容から申しまして、実は裁判所といつたしましては甚だ不満足な次第でありまして、何とかこれを變えて頂くというふうに考えております。できれば、国家公務員法にもございますように昭和二十六年十二月三十一日で一応裁判所の職員全部は、それまで一般職ということになつております。せめて書記官だけでも特別職ということにして頂いて、書記官に相応しい特別の俸給の法案を作つて頂くというのが理想だろうというふうに考えております。ただ今の裁判所書記官並びに書記官補では聊か従来低くございまして、それを極力高めるべく採用におきましては研修につきましていろいろやつております。現に裁判所書記官研修所というものができました、それに基いてやりますので、早晚内容も極めて充実されてますから、それに伴い待遇も是非考へて頂きたいというふうに考へております。

○大野幸一君 私は法務総裁に申上げたいと思ひますが、先程松井委員の質問に關連することですが、裁判官の報酬は一般公務員ベースにスライドするといふことの問題なのですが、これは確かに裁判官報酬を第一か第二国会のときでしたか、丁度社会党の首班内閣であつたと思うのですが、当時の鈴木法務総裁は原案として、スライドしてそれで最高裁判所が決定を自由にできる、こういう原案が参議院に回つたの

です。我々はその精神には賛成であるが、併し少くとも国会の承認を得ずして当然俸給を最高裁判所が決定することとは、司法と立法の限界を明らかにしないのではないかと、ただ理論的の考へからこれを修正いたしまして、国会の承認を得るという法律を決めるということになつたのでありまして、飽くまでも裁判官は公務員にスライドするといふ精神を修正するつもりはないのでありまして、当時から、成程裁判官と行政官の間は、公聴会とかいろいろ意見を聞きましたが、何と言つても裁判官は余祿といふものがあつて、それは我々がいろいろ調べても分りますが、行政官といふものは何と言つても目に見えざると言いますか、違法にあらざるまでも余祿といふものが政治家と同じにあるのであります。裁判官にはちつともそれがあつた。そういう意味で非常に厳格なま自己規律に支配されておる。こういうのでありまして、精神としては、我々としても松井委員と同様に、スライド制の精神を踏んでやつて頂かないと、折角裁判官の地位がますます向上しようとするときに、それを挫くこととなると考へますので、この点法務総裁どうお考へになりますか。もう一度私は念を押しておきたい。

○國務大臣(植田俊吉君) スライドいたしまして、そうして裁判官が行政官より上廻つた報酬を得るということなのです。それは是非そうしたいのである。併し財政状態が許しませんので、そこで裁判官だけはスライド以上に相当地に、その当時の財政状態から申しますと、思ひきつた待遇をしておつたのであらうと思ひます。そこに行政

官がよち／＼ついて行つて、漸く近所まで来た、これを、従つて行政官が上つたから、もう一つスライドさせて、そうして裁判官を一つ上げる、そういうことまで余裕があればそれは私は面白くないことだと思ひます。併しなからそれだけの余裕はないのであります。いづれ出て参りましようが、今のところはなほそれで従来は行政官より非常に薄遇をされておつたが、今度次官といふような大事な職務でも、それが裁判官の最下級より悪くなつたといふようなことはちつと常識で考えられない。それが漸く人並になつて来たといふところで、もう一つスライドする、それは少し私はスライドが過ぎやしないか、こう思ひますのであります。併しこれはいづれにしても、官吏の俸給は安いのでありまして、私は将来財政状態の余裕のつき次第これはベースも上げましようし、それからその両者の間の権衡とかいふようなものをもう一遍見直す必要が無論あると思ひます。でありますけれども、今直ちに機械的にやらなければならぬとは実は考へておりません。御趣旨はよく分ります。私共裁判官も非常に優秀な裁判官を確保するといふ意味からいたしまして、イギリス等にありまうこと、特に裁判官に非常に高い、行政官とは比喩ものにならん高い俸給を拂うといふこともいいことと思ひますのであります。併しそれについては又この裁判の機構等についても考へなければならぬこともありまして、例えばイギリスのごときは、裁判官、判事が單獨の裁判をすることがあります。日本のごとく、複数の裁判官が合議をして裁判をするといふのは違ひ、これは甚だ

例が悪いのでありますけれども、よく西洋の本に書いてあります、例えれば一件の裁判をするのに、イギリスの裁判官が何万円の報酬を取る。フランスの裁判官は三人でやるから三分して、三分の一の俸給でいいのだといふようなことを書いてある場合もあるのであります。私は、日本の裁判制度は合議制によるのでありますから、イギリスのようなわけには行かんと思ひます。併しながら、立派な裁判官を社会が確保するといふ意味から言いますといふと、それは高い報酬を出すといふことが第一の必要な條件であります。それは、私は是非そうしたいと考へております。財政上の余裕がつき次第、一層その点につきましては努力をしたいと考へております。ただ、只今のところそれができませんのは残念でございますが、今我慢をして頂きたい。こういうわけでありまして。

○宮城タマヨ君 私は更生緊急保護法案について、二点ほどちよつと局長に伺いたいと思ひます。

この法案の第十一條の更生保護事業審議会のことでございまして、第四項のところ「この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務、委員その他の職員については、政令でこれを定める」と書いてございまして、これを定める。この審議会の審議委員の構成いたします基準がどうように定められておりますかといふこと、それから委員の選定は誰がするのございまして、どうかといふこと、詰り中央委員会の委員長が諮問機関でございまして、委員長が諮問するのございまして、或いは法務総裁か、又他に誰がいたしますのございまして、どうかといふ点についてお伺いしたいと思ひます。

○説明員(石田和外君) 更生保護審議会は非常に重要な機関でございまして、それで、その法案が可決になり、成立いたしました場合に、十分慎重に考慮して決定いたすことになると思ひますのであります。只今一応の、中央委員会として考へておられますのは、十五人の委員にいたしまして、その中七人は関係の公務員が當る、八人は民間の方にお願ひをする、大体そういうふうな考へております。まあその中に、当然中央委員会の委員長、及び事務局長、それから関係省の、例えば厚生省の社会局長とか、或いは労働関係で職業安定局長、こういうふうな方にお願ひをする。ことになるかと考へております。

それから任命でございまして、中央委員会は御承知のように外局でございまして、外局の機関は外局の長、委員会ならば委員会の長が任命権を持つておるので、中央委員会の委員長がお願ひをする、こういうことになるかと存じております。

○宮城タマヨ君 その点はよく了解いたしました。

それから第二点は、この十六條でございまして、この法律の規定は、更生保護事業に關し労働基準法及びこれに基く命令の規定が適用されることを排除する趣旨に解してはならない。とございまして、この第五條の第三項に「中央委員会は、前項第四号及び第六号の基準を定めるに當つては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及びこれに基く命令の規定を尊重し、又、これに違反しないように意を用ひなければならぬ」とここに第五條に記されておられますのでござい

が、このことから考えまして、この第十六條はあつて邪魔にならないようございませうけれども、なぐてもいいのじやないか、で殊更この十六條を置いてございませうが、置かなければならぬ点があるまいしうか、ちよつとお伺いします。

○説明員(石田和外君) 現在ございませう司法保護団体は百七十七程ございませうが、その中百程は授産施設と言いますか、作業所を持つてやつております。こういうふうになつております。それでこの法律にあります更生保護施設は法律上、全く別個の見地から認可されるものと存じます。新しい見地から認可されるものと存じます。したが、やはり更生保護施設の中にもみづからの施設の中に作業所を持つておるような施設も相当出て来るものと考えるのでございませう。さうな関係で、さうな作業所を持つておるような更生保護施設は当然労働基準法の規定の適用がある場合が多いのでございませう。従いまして中央委員会が委員会に達します際に、その違反のないように十分考慮して、建物その他の設備の規模や構造、或いは対象者に対しては教養とか、給養とか、その他の処遇の方法が労働基準法の精神を十分に尊重して違反のないようにしなければならぬと三項に謳つておりまして、十六條は更にその基準以外にいろいろな場合があるといふので、いろいろな場合があるといふので、この保護事業であるから、さうな作業所を持つていゝる、賃金に当るようなものを支拂つて、労働の対価を支拂つて收容してゐるような場合に、やはり労働基準法の適用があるのだ。こういう趣旨を念の

ために書いてあるといふわけございませう、必ずしもこれがなくても、当然さうな労働基準法の適用のある場合、使用者と労働者という関係があれば、この規定がなくても当然に適用があるわけございませう、ただその作業所と言ひましても、保護関係があるのを念のためにこの適用があるのだ。これを言つておるだけであつて、或る意味から言へば重複してゐるといふことも言えるかと存じます。

○宮城タマヨ君 今お話のように、例へばどういふことがございませうか、一例を挙げて下さい。

○説明員(石田和外君) 例へば賃金支拂という場合に、全額直接支拂といふようなことは労働基準法に書いてございませうが、さうな細かいところまで、中央委員会の基準では、恐らく関係ないではないか、大体の労働基準法の重要な精神をまあ基準にいたしております。詳細のところまで基準にいたすといふことは、實際上できないのじやないか、かように考えております。

○委員長(伊藤修君) 他に御質問ありませんか。更生緊急保護法案中地方税に関する分について、地方税法第十三條十一号の事業の分について、これは名前を要する必要はないのですか。

○政府委員(齋藤三郎君) 当初原案にはかような條文が出ておりましたが、地方税法の改正案が殆んどこれと同時に、或いはこれ以前に通過するものと考へまして、税法関係は税法にまづめ

の状況では入れてございませうと、若し地方税法の改正が成立を見なかつたという場合に、それを見るまで地方税が掛かるということになりますので、かような規定が必要であると考えます。

○委員長(伊藤修君) 他に御質問はございませうか。ではこれを以て更生緊急保護法案及び保護司法案、この両案に対するところの質疑を終ることに御異議ございませうか。

○委員長(伊藤修君) では質疑はこれを以て終結いたします。

○遠山丙市君 当然のことでありませうが、この更生緊急保護法案に対する一部修正は、これはやらなくちゃならぬと思ひますので、御同意を得たいと考へますが、附則第一項にありますが、施行期日、四月一日となつておりますが、これはまだ本案審議中にすでに一日は経過しておりますが、施行期日を「公布の日」といふふうに改めなくちゃならぬと考へておるのであります。でありますから附則第一項の所を……これはお手許にお廻ししてございませうが、附則第一項中「昭和二十五年四月一日」を「公布の日」に改める。そういう工合に修正をいたしたいと思ふのであります。

それからその次の現行地方税法の第十三條第十一号によりませうれば、従来司法保護事業法による司法保護事業は、地方税を免除せられておるのでありますから、司法保護事業法に代るべき本案の更生保護事業は、当然に地方税の免除の点においてもこれを同様に取り扱ふべきものであると思ふのであります。

○委員長(伊藤修君) 他に御質問はございませうか。ではこれを以て更生緊急保護法案及び保護司法案、この両案に対するところの質疑を終ることに御異議ございませうか。

○委員長(伊藤修君) 遠山君の修正の御動議に御異議ありませんか。

○委員長(伊藤修君) では他に御意見もなければ、これを以て討論を終結することに御異議ございませうか。

○委員長(伊藤修君) ではこれを以て休憩いたします。午後一時から開会いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時五十二分開会

○委員長(伊藤修君) 午前中に引続きこれより會議を開きます。

國籍法案及び國籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案、以上両案について質疑を継続いたします。

○委員長(伊藤修君) 國籍法案の内容につきましては、提案理由の説明の中で申上げました外、先般逐條説明を便宜プリントにいたしてお配りいたしましたのでありますが、その外に委員長から釈明を求められております点につきまして御説明申上げます。

○政府委員(村上朝一君) 國籍法案の内容につきましては、提案理由の説明の中で申上げました外、先般逐條説明を便宜プリントにいたしてお配りいたしましたのでありますが、その外に委員長から釈明を求められております点につきまして御説明申上げます。

○委員長(伊藤修君) 次に保護司法案が問題に供します。原案全部に御賛成の方に御

が、第二條の第一号の「出生の時に父が日本国民であるとき」とあるこの「父が日本国民である」とは一体どういうことを言うのか。むしろ戸籍法の適用を受けている者、或いは父が現在日本国民とされている者であるときというふうに改めてはどうかという点であります。申すまでもなくこの第二條は出生による日本国籍取得の要件を規定したものでありまして、日本国民はどのようなものであるかという定義を挙げたわけではないのであります。第一号におきまして、子の「出生の時に父が日本国民であるとき」は子は日本国民とする」と規定しておりますが、これは子の出生の際父が日本国民とされている者であるならば、子は出生の事実により当然に日本国籍を取得するといふ趣旨でありまして、現行法の第一條と全く趣旨であります。

現行法第一條の「父が日本人ナルトキ」というこの「日本人」とは何を言うかというところは、結局現行国籍法施行の際、即ち明治三十二年施行された当時の法律における一般通念によつて日本人であるときとされている者及びその後国籍法の規定によつて日本の国籍を取得した者で而も国籍法の定める国籍喪失の事由がない者を言うわけでありまして、第二号及び第三号における父又は母の日本国民たる資格についても同様であります。この子の国籍上の基礎となる父又は母の日本国民たる資格を一層明確にするために、子の出生の時に父又は母が戸籍法の適用を受ける者であるときとするのも一応考えられるのでありますけれども、戸籍法の適用を受け戸籍に記載されるためには、先ず日本国民であるということが前提条件

となるわけでありまして、これによつて日本国民の意義を明確にするというわけには参らないかと思ひます。又父が現在日本国民とされている者であるときと改めまして、その「日本国民」とは何を言うかという点につきましては同じ疑問が残るわけでありまして、現行法のまま踏襲いたすのが適當ではないかと考えるのであります。次に同じく第二條につきまして、この「子」というのは法律上の父子関係の子を指すのかどうかという点であります。この第一号、第二号にありまして「父」という言葉は、これは法律上の父子関係にある場合を言うのでありまして、單なる事実上の父子関係を意味するのではないことは現行法とこれも全く同様であります。改正案におきましては、子の出生における父の認知に拘然には戸籍得喪の効果を伴わないこととしたしまして、別に簡易なる手続を必要とすることにいたしましたのであります。が、認知の有無に拘らず、事実上の父の国籍に從つてという趣旨ではないのであります。

次に日本の国籍を取得したというところを戸籍以外の国民登録その他の制度によつて公法上明かにすべきではないかという点であります。朝鮮人、台湾人等、いわゆる戸籍法の適用を受けないものを除きまして、日本国民はすべて戸籍に記載される建前になつておりますので、戸籍の外に別に日本国籍を有するものを登録する国民登録というような公法を設ける必要はないのではないかと、現行法と同様でよいと考えております。尙日本国民で戸籍に法の適用を受けるものはすべて戸籍に記載される建前ではあります。戸籍

の記載はもとより日本国籍取得の要件ではないことは当然のことでありまして、例へば出生によつて国籍を取得した子について出生届出が怠られておる。そのためにその者が事実上戸籍に記載されていないとしたとしても、これがために異国籍となることはないのであります。尙その点に關連しまして外国人である男と日本人である女との婚姻以外の子の戸籍が明かでないという御疑問もあつたやうであります。が、これは第二條第三号、現行法の第三條と同趣旨であります。これによつて日本の国籍を有するわけでありまして、次に国籍法案は現行法通り父系主義を採用して、父が日本人であるときは子は日本人であるとする父系を優先されておるの、男女平等の憲法の趣旨に反するのではないかという点であります。この法案におきましては、出生による国籍の取得については、現行法と同趣旨の父系主義を原則としておるのであります。父系主義を採用する諸國で母系主義を原則としておるといふのは一つもないのであります。父系と母系を同等に見ております例は二三ありますけれども、極めて少数であります。大多數の各國立法例は父系主義であるのであります。従つて若し父が外国人である場合に、母系主義を採用して母が日本国民であるときは子を日本国民とするというやうなことにいたしますと、必ず二重国籍の状態を生ずることになるのであります。この二重国籍を防止するために、外国の多くの立法例に倣つて、この法案におきましても現行法の父系主義を踏襲した

であります。尙父系主義を採らざるは、父としての権利或いは母としての権利に差別を設けるということの意味すのではないのであります。男女の本質的平等という憲法の趣旨に反するものではないかと考えるのであります。次に第二條につきまして、捨子の場合、日本で生れたという立証は困難であるから、推定規定を設ける。つまり日本で発見された捨子は日本で生れたものと推定するという規定を入れるべきではないかという点であります。この改正案の第二條の第四号、現行法の第四條、これが捨子に関する規定であります。が、外国の立法例では、その國の領土内で発見された捨子は國內で生れたものと推定するという、捨子の出生地に関する推定規定を設けているものもあるのではないかと存じます。四面海に囲まれております我が國の地利的條件から考えますと、かかる推定は法律の規定を特に俟つまでもなく當然生ずるのであります。捨子の出生届に関する戸籍法の第五十七條の規定も、日本國內で発見された捨子は當然に日本國內で生れたものと推定する、従つてこの国籍法が補充的な原則として採つております出生地主義によりまして日本の国籍を取得するといふ前提に立つておるわけでありまして、この捨子の問題につきまして、この際現行法を改めて特別に推定規定を設ける必要はないかと考えるのであります。

次に第三條につきまして、この帰化の許可は自由裁量か法規裁量かという点であります。これも現行法におけると同様自由裁量の行為でありまして、外国人に法律上帰化の請求権を認める趣旨ではないのであります。要するに

第四條乃至第七條に規定しております。帰化の要件は、法務總裁の裁量権をこの限度において制限する趣旨でありまして、この要件を充たす限り帰化の請求権があるといふ趣旨ではないのであります。この点も現行法と同様であります。

次に第四條であります。が、国籍離脱については、改正法は全く自由に放任しておるが、帰化については嚴格主義で臨むのが相當である。又緩和主義によるのが相當であるという点であります。この点も現行法の規定をそのまま踏襲したものでありまして、この際現行法の規定をより嚴格にし、或いはこれを緩和する必要はないかと考えておるのであります。それから第四條の第二号であります。が、無国籍人については本國法というものがなく、二十才以上で外國の国籍を有する者にとつては、その本國法による改めるべきではないかという御疑問であります。が、無国籍人につきましては、法令の第二十七條第二項によりまして、住所税法又は居所税法が本國法とみなされるのであります。住所税法又は居所税法によつてその人の能力の有無が判断されるわけでありまして、次に第五條につきまして、日本国民の夫たる外国人、日本国民の妻たる外国人によつて帰化の條件が違ふ、居住期間に差異を設けておるのは如何なる理由であるかという点であります。一般に外国人に帰化を許すに當りましては、我が國の利益を常に考慮しなければならぬのであります。そのためには日本に住所を持つておること、その他何らかの点において日本の國と密接な關係を持ち、或る程度日本の生活

が、第二條の第一号の「出生の時に父が日本国民であるとき」とあるこの「父が日本国民である」とは一体どういうことを言うのか。むしろ戸籍法の適用を受けている者、或いは父が現在日本国民とされている者であるときというふうに改めてはどうかという点であります。申すまでもなくこの第二條は出生による日本国籍取得の要件を規定したものでありまして、日本国民はどのようなものであるかという定義を挙げたわけではないのであります。第一号におきまして、子の「出生の時に父が日本国民であるとき」は子は日本国民とする」と規定しておりますが、これは子の出生の際父が日本国民とされている者であるならば、子は出生の事実により当然に日本国籍を取得するといふ趣旨でありまして、現行法の第一條と全く趣旨であります。

現行法第一條の「父が日本人ナルトキ」というこの「日本人」とは何を言うかというところは、結局現行国籍法施行の際、即ち明治三十二年施行された当時の法律における一般通念によつて日本人であるときとされている者及びその後国籍法の規定によつて日本の国籍を取得した者で而も国籍法の定める国籍喪失の事由がない者を言うわけでありまして、第二号及び第三号における父又は母の日本国民たる資格についても同様であります。この子の国籍上の基礎となる父又は母の日本国民たる資格を一層明確にするために、子の出生の時に父又は母が戸籍法の適用を受ける者であるときとするのも一応考えられるのでありますけれども、戸籍法の適用を受け戸籍に記載されるためには、先ず日本国民であるということが前提条件

となるわけでありまして、これによつて日本国民の意義を明確にするというわけには参らないかと思ひます。又父が現在日本国民とされている者であるときと改めまして、その「日本国民」とは何を言うかという点につきましては同じ疑問が残るわけでありまして、現行法のまま踏襲いたすのが適當ではないかと考えるのであります。次に同じく第二條につきまして、この「子」というのは法律上の父子関係の子を指すのかどうかという点であります。この第一号、第二号にありまして「父」という言葉は、これは法律上の父子関係にある場合を言うのでありまして、單なる事実上の父子関係を意味するのではないことは現行法とこれも全く同様であります。改正案におきましては、子の出生における父の認知に拘然には戸籍得喪の効果を伴わないこととしたしまして、別に簡易なる手続を必要とすることにいたしましたのであります。が、認知の有無に拘らず、事実上の父の国籍に從つてという趣旨ではないのであります。

次に日本の国籍を取得したというところを戸籍以外の国民登録その他の制度によつて公法上明かにすべきではないかという点であります。朝鮮人、台湾人等、いわゆる戸籍法の適用を受けないものを除きまして、日本国民はすべて戸籍に記載される建前になつておりますので、戸籍の外に別に日本国籍を有するものを登録する国民登録というような公法を設ける必要はないのではないかと、現行法と同様でよいと考えております。尙日本国民で戸籍に法の適用を受けるものはすべて戸籍に記載される建前ではあります。戸籍

の記載はもとより日本国籍取得の要件ではないことは当然のことでありまして、例へば出生によつて国籍を取得した子について出生届出が怠られておる。そのためにその者が事実上戸籍に記載されていないとしたとしても、これがために異国籍となることはないのであります。尙その点に關連しまして外国人である男と日本人である女との婚姻以外の子の戸籍が明かでないという御疑問もあつたやうであります。が、これは第二條第三号、現行法の第三條と同趣旨であります。これによつて日本の国籍を有するわけでありまして、次に国籍法案は現行法通り父系主義を採用して、父が日本人であるときは子は日本人であるとする父系を優先されておるの、男女平等の憲法の趣旨に反するのではないかという点であります。この法案におきましては、出生による国籍の取得については、現行法と同趣旨の父系主義を原則としておるのであります。父系主義を採用する諸國で母系主義を原則としておるといふのは一つもないのであります。父系と母系を同等に見ております例は二三ありますけれども、極めて少数であります。大多數の各國立法例は父系主義であるのであります。従つて若し父が外国人である場合に、母系主義を採用して母が日本国民であるときは子を日本国民とするというやうなことにいたしますと、必ず二重国籍の状態を生ずることになるのであります。この二重国籍を防止するために、外国の多くの立法例に倣つて、この法案におきましても現行法の父系主義を踏襲した

であります。尙父系主義を採らざるは、父としての権利或いは母としての権利に差別を設けるということの意味すのではないのであります。男女の本質的平等という憲法の趣旨に反するものではないかと考えるのであります。次に第二條につきまして、捨子の場合、日本で生れたという立証は困難であるから、推定規定を設ける。つまり日本で発見された捨子は日本で生れたものと推定するという、捨子の出生地に関する推定規定を設けているものもあるのではないかと存じます。四面海に囲まれております我が國の地利的條件から考えますと、かかる推定は法律の規定を特に俟つまでもなく當然生ずるのであります。捨子の出生届に関する戸籍法の第五十七條の規定も、日本國內で発見された捨子は當然に日本國內で生れたものと推定する、従つてこの国籍法が補充的な原則として採つております出生地主義によりまして日本の国籍を取得するといふ前提に立つておるわけでありまして、この捨子の問題につきまして、この際現行法を改めて特別に推定規定を設ける必要はないかと考えるのであります。

次に第三條につきまして、この帰化の許可は自由裁量か法規裁量かという点であります。これも現行法におけると同様自由裁量の行為でありまして、外国人に法律上帰化の請求権を認める趣旨ではないのであります。要するに

第四條乃至第七條に規定しております。帰化の要件は、法務總裁の裁量権をこの限度において制限する趣旨でありまして、この要件を充たす限り帰化の請求権があるといふ趣旨ではないのであります。この点も現行法と同様であります。

次に第四條であります。が、国籍離脱については、改正法は全く自由に放任しておるが、帰化については嚴格主義で臨むのが相當である。又緩和主義によるのが相當であるという点であります。この点も現行法の規定をそのまま踏襲したものでありまして、この際現行法の規定をより嚴格にし、或いはこれを緩和する必要はないかと考えておるのであります。それから第四條の第二号であります。が、無国籍人については本國法というものがなく、二十才以上で外國の国籍を有する者にとつては、その本國法による改めるべきではないかという御疑問であります。が、無国籍人につきましては、法令の第二十七條第二項によりまして、住所税法又は居所税法が本國法とみなされるのであります。住所税法又は居所税法によつてその人の能力の有無が判断されるわけでありまして、次に第五條につきまして、日本国民の夫たる外国人、日本国民の妻たる外国人によつて帰化の條件が違ふ、居住期間に差異を設けておるのは如何なる理由であるかという点であります。一般に外国人に帰化を許すに當りましては、我が國の利益を常に考慮しなければならぬのであります。そのためには日本に住所を持つておること、その他何らかの点において日本の國と密接な關係を持ち、或る程度日本の生活

が、第二條の第一号の「出生の時に父が日本国民であるとき」とあるこの「父が日本国民である」とは一体どういうことを言うのか。むしろ戸籍法の適用を受けている者、或いは父が現在日本国民とされている者であるときというふうに改めてはどうかという点であります。申すまでもなくこの第二條は出生による日本国籍取得の要件を規定したものでありまして、日本国民はどのようなものであるかという定義を挙げたわけではないのであります。第一号におきまして、子の「出生の時に父が日本国民であるとき」は子は日本国民とする」と規定しておりますが、これは子の出生の際父が日本国民とされている者であるならば、子は出生の事実により当然に日本国籍を取得するといふ趣旨でありまして、現行法の第一條と全く趣旨であります。

に同化しておるといふことが必要なか
けであります。然るに現実の家庭生活
を見ますと、現状の下におきまして
は、言語その他日常生活様式の上にお
いて、夫が妻の属する国の生活に同化
する程度よりも、妻が夫の属する国の
生活に同化する程度の方がより大きい
ことは我々の経験上明かでありまして
で、又他面妻に対してその意思に反し
て夫の国籍に従うべきことを強制すべ
きではありませんけれども、妻が夫と
同一国籍を取得することを希望するな
らば、これはもとより好ましいことで
ありますから、差支ない限りその希望
する途を開く必要がある、そうして一
般に夫が妻の国籍に従うことを希望す
る場合よりも、妻が夫の国籍に従うこ
とを希望する場合の方がより多いこと
も普通考えられるのであります。以上
の日本国の利益及び夫婦相互間の通常
の場合における立場を考慮いたしまし
て、この法案におきまして日本国民の
夫たる外国人と妻たる外国人の帰化の
條件に差別を設けたのであります。併
しながらこれは本質的に妻を夫よりも
低い地位にあるものとして、現行法の
ように妻の帰化の能力に法律上の差別
を設けるわけではありませぬので、憲
法の男女平等の原則には、精神には反
しないと考えるのであります。

次に帰化の條件に関する規定をもつ
と整理する必要がありますのではないかと
いう御意見もあるのですが、この
案の第五條及び第六條は、いわゆる
簡易帰化に関する規定でありまして、
大體におきまして現行法の九條、十
條、十四條、二十五條、二十六條の規定
の趣旨を踏襲したものであります。た
だ現行法は第九條の規定を見ましても

分りますように、規定の仕方が複雑で
ありまして、読みにくいのでありま
す。現行法の以上の諸規定を整理して
この法案の五條及び六條の二條にま
とめたわけでありまして、むしろ現行
法よりは分り易くなつたと考えておる
のであります。

次に第五條の第二号において、日本
国民であつた者の子として「養子を除
く」としてありますが、養子を除く
のはどういふわけであるかという点で
あります。これは国籍の得喪につきま
しては、養子と実子とは同一に取扱う
のが適當でないものでありまして、日本
国民であつた者の養子の日本に對する
關係は、日本国民であつたものの実子
の日本に對する關係よりも稀薄である
という考に立脚したわけでありまして、
殊に両親たるべきものが、日本の国籍
を失つた後にその養子となつた者にま
でその簡易帰化を認めるということとは
當を得ないということでありまして、尙
養子の簡易帰化を認めることになりま
すと、何らかの目的を達するための手
段として組織をするという弊害の起る
可能性も考えられるわけでありまして、
第六條第二号におきまして養子を除外
し、養子につきましては別に第三号で
実子と異なる簡易帰化の條件を定めま
したのも、第五條第三号で養子を除外
したのと同様の理由であります。尙外
国人を入夫又は養子とする場合の條件
が規定した明治六年第三号布告
改正法律の趣旨を踏襲したわけであり
まして、その詳細につきましてはこの
第六條第三号に関する逐條説明に記載
した通りであります。

次に第六條につきまして、日本国民
の妻たる外国人に對しては、本條の第
一號において簡易帰化を認めるに止
め、現行法のように日本国民の妻は當
然に日本国籍を取得するといふことは
止められたわけでありまして、従いまし
て夫婦別国籍の場合を生じ得るわけであ
りまして、この場合の戸籍の關係につ
いての御疑問であります。この場合に
は外国人たる配偶者の戸籍の備考欄に
婚姻の事實が記載されるに止まるわけ
であります。これは戸籍には日本国民
たるものだけが登録されるという建前
から来るわけでありまして、民法及び
戸籍法における夫婦同一戸籍の原則と
は別個の問題となるわけでありまして、
次に養親又は養子の一方が外国人で
ある場合の戸籍の關係も夫婦の一方が
外国人である場合と同様でありまし
て、外国人たる養親又は養子は戸籍に
載るわけではなくて、單に日本国民た
る當事者の一方の戸籍の備考欄にその
縁組の事實が記載されるに止まるわけ
であります。

次に第八條に關連しまして、アメリ
カに對して日本人の帰化が許される見
込についての御質疑であります。ア
メリカ合衆國におきましてはアメリカ
國籍法第三三三條の規定によりまし
て、日本人には帰化の資格が認められ
ていないわけでありまして、現在アメリ
カでこの規定を改正して、日本人にも
帰化の資格を認めるべきであるといふ
意見が一部にあるようなことが新聞に
出たことはありますけれども、一般の
見込につきましては、目下のところ全
く予測ができない状態なのでありま
す。

沖繩は講和條約によつて領土の帰属が
決定いたしますまでは本法にいわゆる
外國には該当しないわけでありまし
て、沖繩に居住する日本国民の子が出
生によつて二重国籍を取得するといふ
問題は起らないわけでありまして、い
ゆる沖繩人も講和條約によつて国籍の
帰属がどう決められるか分りませんけ
れども、とにかく講和條約成立までは
尙日本国民でありまして、日本の国籍
を有するものと解釈いたしておるの
であります。

次にいわゆる第三國人と申します
か、朝鮮人及び台湾人のことでありま
すが、朝鮮人の国籍の問題も、終局的
には講和條約によつて決定されるわけ
でありますけれども、それまでは日本
の国籍を有するものと解釈いたしてお
るのであります。ただポツダム宣言に
よりまして、日本の領土から除かれる
ことが確定的に予定されておりますの
が相當でありますので、我が国内法
のうちにおきまして、例えば外国人
登録令におきましては朝鮮人及び台湾
人はこの登録令の適用については外国
人と見なすということになつておるの
でありますけれども、国籍法の解釈と
いたしましては尙日本国籍を有するも
のと解しているわけでありまして、
○委員長(伊藤修君) 他に御質問あり
ましたらこの際御質問をお願いします。

○松井道夫君 實はまだよく解説を
條説明を拜見しておりませんので、拜
見すればおのずから解決することにな
るかも知れませんが、二、三お
尋ねたいと思つたので御質問いたしま
す。
日本の国籍を將來どういふふう
に取

得させるかということがこれは只今政
府委員のお話にありましたように、相
當遠い將來に關係があるといふ問題で
あります。日本のまゝ特殊性と言
いますか、地理的、歴史的、経済的、或
いは政治的、あらゆる意味の特殊性と
いふものを考慮して十分にこの方針を
定めなければならぬ性質のものとな
るのでありますけれども、それで政府
におかれては一体どういふ根本の方針
で立案をせられるか。まあ例を挙げて
申せば、甚だ抽象的な例を挙げて申せ
ば、例えば人口のどうも減るような傾
向にあることが望ましい場合には、例
えば帰化を許可する條件などもこれは
緩やかにせられてもよろしいという議
論が出て来ると思ひます。例えばそう
いつたような面からありますし、そ
の他この立案に當つてお探りになつた
方針といふものはどういふものである
かそれを伺いたい。

○政府委員(村上朝一君) この国籍法
案は現行法を廃止して新たに單行法を
制定するという形式を取つております
けれども、主として憲法及び民法の改
正に伴つて、これと憲法や民法の明
文、或いは精神と合致しない点を改め
て行くというところに重点を置いて立
案いたしましたわけでありまして、將來
の條件を緩和すべきかどうかという点
につきましては、先程申し上げました通
り全く現行法の主義そのまゝ踏襲をい
たしてあるわけでありまして、將來
の條件を更に嚴格にし、或いは緩和す
る必要が生じた際には、改めて再
検討したいと思ひ、かように考えるよ
うな次第でございます。

○松井道夫君 御立案の方針はそれ
で分りましたので、私のこれからの質問

は余り当らないことになるかも知れませんが、例えば日本語を或る程度理解するといふことが必要だと思ひますが、如何でございませうか。それから未成年の子供達がお父さん、お母さんと一緒に帰化する、こういう場合はどうなりますか。

○委員長(伊藤修君) 松井さん、速記の方が全然聞えないようですから、もう少し大きく願ひます。

○政府委員(村上朝一君) 日本に帰化を許すためには、幼年者は別といたしまして、日本語ができるということがもとより望ましいわけでありまして、この住所の要件がございまして、大体住所の要件を満たすものは、一応日本語を理解できるのではないかと考えます。尙先程の御説明に申述べましたように、帰化を許すかどうかということについては、必ずしも外国人に請求権を認める趣旨ではないという点からも、御了解願ひしたいと思います。それから未成年者、特に意思能力のない幼年者につきましては、第十一條におきまして、法定代理人が子に代つて申請すること、一緒に帰化できるわけであり

○松井道夫君 第十條に国籍の離脱とあることとありますが、第八條の「自己の志望によつて外国の国籍を取得したとき」という場合と、国籍の離脱という場合とは觀念上どう違ひますか。

○政府委員(村上朝一君) 第八條の場合には外国の国籍を持たない日本国民、日本の国籍だけを持つておる者がその志望によつて主として帰化する場合でありまして、自己の志望によつて外国の国籍を取得した場合におきましては

当然に日本の国籍を失ふというのが第八條であります。第十條の規定は、例えば血統主義を採つております日本国民が出生地主義を採つております北米、或いは南米の諸国において子を生み出した場合に二重国籍になるという場合が起り得るわけでありまして、二重国籍になった場合に日本の国籍を何人でも離脱することができるといふのが十條の規定の趣旨であります。

○松井道夫君 この十條の規定の体裁だけから言ひますならば、今のような出生地主義を採つておる国で日本人が女子供を生んだと、その子供につき二重国籍が生じた場合、それを離脱する意味だといふことは、これだけの條文では出て参らないように見えるのですが、その点如何でございませうか。

○政府委員(村上朝一君) 先程のアメリカで生まれた子供の場合に申し上げましたのは、例として申し上げたのであります。第十條は、この條文にありまして、外国の国籍と日本の国籍と両方持つておる者は、何時でも日本の国籍を放棄することができるといふ趣旨にありまして、憲法二十二條第二項にありますが、国籍離脱の自由、これを国籍法によつて明確にいたしました趣旨であります。

○松井道夫君 憲法第二十二條に言う「国籍離脱の自由」といふのは、結局二重国籍の場合に、その一つは日本国籍を離脱するといふ意味の憲法規定であると解釈してよろしいでございませうか。

○政府委員(村上朝一君) 憲法の二十二條の第二項、国籍離脱の自由は、国籍不強制と申しますか、他国の国籍を持つておる者に対して、自国の国籍を

強制しないといふ国籍法上の原則を規定したものと理解いたしておるのであります。それでなくて、外国の国籍を持たない者に対して、日本の国籍の離脱を自由に認めるといたしまして、無国籍者が生ずるわけでありまして、無国籍者の発生防止、既に国籍の消極的抵觸の防止といふことは、二重国籍の発生防止と共に、各国国籍立法の共通の理想といたすところであります。わが憲法の規定も、その趣旨に解すべきものと、かように理解しておるわけでありませう。

○松井道夫君 配付を受付けました「各国国籍法規集」といふ冊子を拜見いたしますと、「国籍法の抵觸に付ての或る種の問題に関する條約」といふ條約が載つておるのですが、この條約には、恐らく日本も加盟しておることであらうと存じます。この條約によつては、今の国籍離脱の場合に、国籍離脱の方法によつて無国籍を生ずるといふことを禁じられておるといふようなことはございませうか。

○政府委員(村上朝一君) 一九三〇年の「ハーグのいわゆる国籍條約」であります。この九頁にありますが、わが國は一定の字句を留保いたしまして、調印したものであります。この條約は批准がありません。そういう關係になつております。この條約の前文に、第一頁にありますが、「一切の個人が一個の国籍を有すべき且一個以上を有すべからざることを國際社会の各員をして認めしむるは國際社会の一般利益なることを確信し、従つて国籍問題に於て人類の進むべき理想は無国籍の場合及一重国籍の場合を得に消滅せしむるにあることを承認し」といふ言葉がある

のであります。この條約の精神は、この前文に現れておると考へるのであります。

○松井道夫君 そうしますと、要するにこの二重国籍の場合のみ日本の国籍を離脱といふことをこの草案によつて認めた趣旨は、憲法の第二十二條の国籍離脱の自由の趣旨がそのような趣旨であるといふ見解に立たれてのことである。別に日本が條約上或いは國際法上の義務を象担しておるといふ關係ではないのであつて、そのように了解してよろしいでございませうか。要するに、政府當局が、憲法第二十二條の国籍離脱の趣旨は、二重国籍の場合に日本の国籍を離脱することを認めること、かように解釈されておるのであつて、別に條約上或いは國際法上禁じられておるといつたような根拠はないのであるといふふうに承知してよろしいでございませうか。

○政府委員(村上朝一君) その通りであります。

○松井道夫君 そういふことはあつてはならぬのであります。が、例えば日本の国籍を持つておる、これはまあ以前朝鮮人であつたとか、台湾人であつたとか、そういう人が、日本の政治その他社会の圧迫のために、日本の国籍を離脱したいと、併しながら自分は今国籍は一つしかない、又いきなり他の方へ帰化する條件も備わつておらないといつたような場合に、憲法第二十二條は、或る簡易な手続で、国籍離脱といふことを希望するものにそれを認めるといふ趣旨で全然ないといふことを私は簡単に言い切れないことではないかと存するのであつて、そういう点について何かしつかりした解釈上の根拠な

んかございませうか、二重国籍の場合に限り……二十二條ですね。

○政府委員(村上朝一君) 憲法第二十二條の第二項の字句を見ますと、今松井委員のおつしやる通りの疑問が起る余地があると思つておられます。ただ沿革を考えますと、曾て各国共いわゆる国籍強制主義と申しますか、一度自國の臣民となつた者は永久に臣民であるといふ主義を採つておつたのであります。ところがアメリカの獨立いたしましたあと、そういう国籍強制主義を採られてはあつたがアメリカのような國は成り立たないものであります。国籍離脱の自由、国籍の非強制といふものを極力主義として、アメリカの憲法の改正等もあつたわけでありまして、その後世界各國共この外國の国籍を持つてゐるものに対して、自國の国籍を強制しないといふ意味の国籍非強制といふ原則を逐次採るようになったわけでありませう。わが國におきまして、明治三十二年の国籍法施行の前は国籍強制主義を採つておつたのであります。けれども、国籍法制定によりまして、先づ帰化による国籍の喪失を認め、続いて大正五年の改正におきまして、二重国籍の場合における国籍離脱の途を開いたのであります。かような沿革から考えまして、又先程申し上げました無国籍者の発生防止といふことが國際立法における共通の理想であるといふ点に顧みまして、この憲法第二十二條第二項の国籍離脱の自由は無制限な自由、即ち無国籍である場合における離脱を許すといふ点まで保障した趣旨ではないといふように解釈いたしております。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑ありませんでか……では本日はこの程度にいたしまして、明日は商法の一部を改正する法律案及び株式の名義書換に關する法律案、両案のみについて審議することにいたします。
では本日はこれを以て散会いたします。

午後二時四十分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
宮城タマヨ君

委員 大野 幸一君
小林 英三君
鈴木 安孝君
遠山 丙市君
松井 道夫君

國務大臣 法務總裁 殖田 俊吉君

府政委員 檢察(法制意見總務室第一局長) 岡咲 怒一君

檢察(民事局長) 村上 朝一君

檢察(中央更生保護委員會事務局長) 齋藤 三郎君

説明員

最高裁判所長官 代理者(事務總長) 本間 喜一君

最高裁判所長官 代理者(事務總局長人事局長) 石田 和外君

最高裁判所長官 代理者(事務總局長民事局長) 關根 小郷君

四日十五日

本委員会に左の事件を付託された。

(予備審議のための付託は三月二十九日)

第四部 法務委員會會議錄第二十七号 昭和二十五年四月十九日 【參議院】

一、国籍法案
一、国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案
四月十八日

本委員会に左の事件を付託された。

二、弁護士法第五條第三項に規定する大学を定める法律案(衆)(予備審議のための付託は四月十七日)

弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案

弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律

弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五條第三号に規定する大学は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学で法律学を研究する大学院の置かれているもの、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学及び旧滿洲国建国大学とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十五年五月十日印刷

昭和二十五年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁